

【事業方針(令和8年度)】

| | |
|--|--|
| <p><事業名> 地域と連携した街の清掃美化推進事業</p> | |
| <p><目的> 区市町村が地域関係者と連携して実施する街の清掃・美化の推進や、ポイ捨て対策に係る予防・監視の取組、リサイクルステーションの導入・運用支援の取組を推進する。</p> | |
| <p><補助事業の内容>(以下のア及びイを実施する場合に補助対象とする。)</p> <p>ア 東京の環境美化の更なる向上を図る取組であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 町内会・商店街やNPO等の地域清掃活動団体等と連携した、ごみの散乱防止、地域の清掃活動等の街の清掃・美化の推進に資する取組であって、次の①から③までのいずれかを満たすものを実施すること。なお、当該取組は、年間を通じて複数回実施又は毎年継続して実施し、清掃・美化意識の向上を図るものであること。</p> <p>① 住民や企業等と協働した参加型の清掃活動 ② 回収ごみ量・組成分析データの蓄積・分析 ③ 住民等を対象とした人材育成講習会・講演会等の実施</p> <p>(イ) ごみのポイ捨て防止に資する取組であって、次の①又は②のいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>① ごみのポイ捨て防止のための予防・監視に資する取組 ② リサイクルステーションの整備・運用を支援する取組 (区市町村が直接設置するものは除く。)</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)の取組を実施すること。</p> <p>(ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。 (イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。</p> | |
| <p><事業例と事業イメージ></p> | |
| <p>事業例① 地域の清掃・美化に取り組む団体に対し、区市町村が清掃用具の支給や活動費を補助</p> | <p>事業イメージ①</p> <pre> graph TD Tokyo[東京都] <--> 連携 LG[区市町村] LG --> ・物品購入、委託・補助 ・取組の周知、啓発 Residents[住民等(町会、NPO、街づくり団体等)] Residents --- Activities[参加型清掃活動、データの蓄積・分析・人材育成講習等] </pre> |
| <p>事業例② ポイ捨て予防に係る調査、見回り活動、AIカメラの設置、ポイ捨て予防に資する啓発、実証実験等を実施</p> | <p>事業イメージ②</p> <pre> graph TD Tokyo[東京都] <--> 連携 LG[区市町村] LG --> ・ポイ捨ての予防や監視に資する取組の補助や連携した取組の推進等 Residents[住民・事業者・旅行者等] Residents --- Activities[参加型清掃活動、データの蓄積・分析・人材育成講習等] </pre> |

| | |
|--|---|
| <p>事業例③</p> <p>ポイ捨て予防に資するリサイクルステーションを商店街や街づくり団体等が整備する際に、区市町村が設置経費やランニングコストを補助</p> | <p>The diagram illustrates the collaboration between Tokyo (東京都) and local municipalities (区市町村). A double-headed arrow labeled '連携' (Collaboration) connects them. Below this, a box lists support activities: '設置・維持費の補助' (Subsidy for installation and maintenance) and '取組の周知、啓発' (Publicity and promotion of the initiative). An arrow points from '区市町村' to a larger box detailing the implementation: '地域団体・事業者(商店街、NPO、まちづくり団体・商業施設等) リサイクルステーション(スマートごみ箱等)の導入・運用' (Introduction and operation of recycling stations (smart trash bins, etc.) by local groups and businesses (shopping streets, NPOs, neighborhood groups, commercial facilities, etc.)).</p> |
| <p><補助対象経費></p> <p>上記補助事業の内容の実施に必要な経費のうち、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金</p> <p>【補助率】</p> <p>2/3</p> <p>【補助対象経費の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア(ア)に規定する取組に係る経費は、1区市町村あたり10,000千円を上限額とする。 ・ア(イ)に規定する取組に係る経費は、1区市町村あたり20,000千円を上限額とする。 | |
| <p><補助対象期間></p> <p>原則として、令和10年度(2028年度)までの事業期間を設定すること。</p> | |
| <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村がリサイクルステーションを直接設置する場合は、「交通結節点・公共施設へのリサイクルステーション整備事業」を活用すること。 ・事業を年度内に複数回又は同日に複数個所で実施する場合には、取りまとめて申請すること。 ・申請の利便性等から、区市町村との連携による環境政策高度化事業(以下「環境政策高度化事業」という。)と一体的に執行するため、補助申請は環境政策高度化事業において定める時期に公益財団法人東京都環境公社へ行うこと。ただし、補助申請の前に次の部署に相談すること。 東京都環境局 資源循環推進部 計画課 資源循環推進担当 電話：03-5388-3577 ・観光地における取組など、産業労働局の「地域の生活と調和した観光推進事業」が活用できる場合は、当該事業を優先的に活用すること。 ・都の求めに応じ、補助事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の提供、事業報告、都と連携した情報発信その他の協力を行うこと。 | |